

I 総括

1 沿革

昭和12年	4月	5日	保健所法制定。
昭和19年10月	1日		佐原市佐原（田宿）で佐原保健所として業務開始。
昭和21年11月	1日		佐原市佐原（荒久）に移転。
昭和22年	9月	5日	保健所法全面改正。
昭和25年	5月27日		佐原市佐原口2127（旧所在地）に新築移転。 （木造モルタル造り二階建て 延べ791㎡）
昭和45年	6月17日		鉄筋二階建てに改築。 敷地面積 2,684㎡ 延床面積 931㎡
平成6年	6月30日		保健所法を地域保健法に名称変更。
平成9年	4月	1日	地域保健法施行。 県の保健所は地域保健の広域的、専門的、技術的機関として再編整備。 ・名称 佐原保健所を香取保健所に改称 ・所管区域 佐原市及び香取郡（9町）全域 （多古町、干潟町が編入） ・内部組織 5課2班制から1課8班制
平成10年	4月	1日	環境保全対策室を設置し、1課7班1室制。
平成12年	4月	1日	食品衛生班と環境衛生班を統合し、生活衛生課とする 2課5班1室制。
平成13年	4月	1日	環境保全業務の支庁県民環境課（新設）への移管により、 環境保全対策室が廃止され2課5班制となる。
平成16年	4月	1日	組織改正により香取支庁社会福祉課と保健所を統合し、 香取健康福祉センター（香取保健所）を設置、 総務企画課、地域保健福祉課、生活保護課、健康生活 支援課及び食品広域監視班の4課1班体制となる。
平成17年	7月	1日	市町村合併により、1市8町となる。 （干潟町が旭市、海上町、飯岡町と合併し新「旭市」と なり所管区域変更）
平成18年	3月27日		市町村合併により、1市3町となる。 （下総町、大栄町が成田市へ編入合併し所管区域変更） （佐原市、小見川町、山田町、栗源町が合併し「香取市」 となる）
平成20年	4月	1日	食品広域監視班を食品機動監視班に改称。 検査課の新設により、5課1班体制となる。
平成23年	3月11日		東日本大震災の発生により、センター建物の一部が損壊。
平成24年	4月	1日	食品機動監視班を食品機動監視課に改称し、6課体制となる。
平成29年	8月31日		香取市佐原イ92-11に香取合同庁舎が竣工 敷地面積 5,145㎡ 延床面積6,070㎡（事務棟） 鉄筋コンクリート造（1階）鉄骨造（2～4階） 鉄骨鉄筋コンクリート造（免震部分）
平成29年11月	6日		香取合同庁舎2階に移転

表1 歴代所長

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	村田 四郎	昭和 19. 10. 11 ~ 昭和 20. 10. 10	15代	野島 尚武	平成 7. 4. 1 ~ 平成 10. 3. 31
2代	大竹三千之助	昭和 20. 10. 11 ~ 昭和 21. 11. 10	16代	藤木 哲郎	平成 10. 4. 1 ~ 平成 14. 3. 31
3代	田部正隆	昭和 21. 11. 11 ~ 昭和 29. 4. 22	17代	中村 恒穂	平成 14. 4. 1 ~ 平成 17. 3. 31
4代	中野 敏	昭和 29. 4. 23 ~ 昭和 39. 3. 31	18代	江口 弘久	平成 17. 4. 1 ~ 平成 20. 3. 31
5代	楠本 浩	昭和 39. 4. 1 ~ 昭和 45. 7. 20	19代	佐久間文明	平成 20. 4. 1 ~ 平成 24. 3. 31
6代	丸山正雄	昭和 45. 7. 21 ~ 昭和 50. 5. 16	20代	葛西 正明	平成 24. 4. 1 ~ 平成 26. 3. 31
7代	田部正隆	昭和 50. 5. 17 ~ 昭和 50. 6. 15	21代	中村 恒穂	平成 26. 4. 1 ~ 平成 28. 3. 31
8代	川原田貞子	昭和 50. 6. 16 ~ 昭和 56. 6. 15	22代	野田 秀平	平成 28. 4. 1 ~ 平成 30. 3. 31
9代	林 芳男	昭和 56. 6. 16 ~ 昭和 59. 3. 31	23代	井元 浩平	平成 30. 4. 1 ~ 令和 3. 3. 31
10代	日下部茂樹	昭和 59. 4. 1 ~ 昭和 60. 4. 10	24代	大野由記子	令和 3. 4. 1 ~ 令和 4. 3. 31
11代	川原田貞子	昭和 60. 4. 11 ~ 昭和 63. 3. 31	25代	松本 良二	令和 4. 4. 1 ~ 令和 5. 3. 31
12代	渡邊 佐	昭和 63. 4. 1 ~ 平成 3. 3. 31	26代	久保 秀一	令和 5. 4. 1 ~ 令和 6. 7. 31
13代	石毛義治	平成 3. 4. 1 ~ 平成 5. 3. 31	27代	塚原 優己	令和 6. 8. 1 ~
14代	今留 淳	平成 5. 4. 1 ~ 平成 7. 3. 31			

2 概要

当センター管内は、県の北東部に位置し、利根川に沿った平野部からなり、茨城県境に面し水と緑の豊かな自然に恵まれた水郷地帯である。

所管区域は、市町村合併に伴い、平成 18 年 3 月 27 日から香取市、神崎町、多古町及び東庄町の 1 市 3 町となっている。

地域の産業は、肥沃な土地を利用した、稲作や野菜など農業中心の第 1 次産業が盛んな地域であるが、成田国際空港、鹿島臨海工業地帯に隣接するという立地優位性や、水郷筑波国定公園という豊かな環境を活かした第 2 次・第 3 次産業も盛んになり、地域の産業構造も変化してきている。

令和 5 年 10 月 1 日における管内人口は、世帯数 39,774 戸、人口は 99,743 人であり、令和 4 年 10 月 1 日と比べ 1,788 人減少している。

また、令和 5 年 4 月 1 日における高齢化率（全人口に対する 65 歳以上の人口割合）は、38.3%（前年比 0.5% 増）で県平均の 27.5% を大きく上回っており、高齢化が進んでいる。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯数等の概況

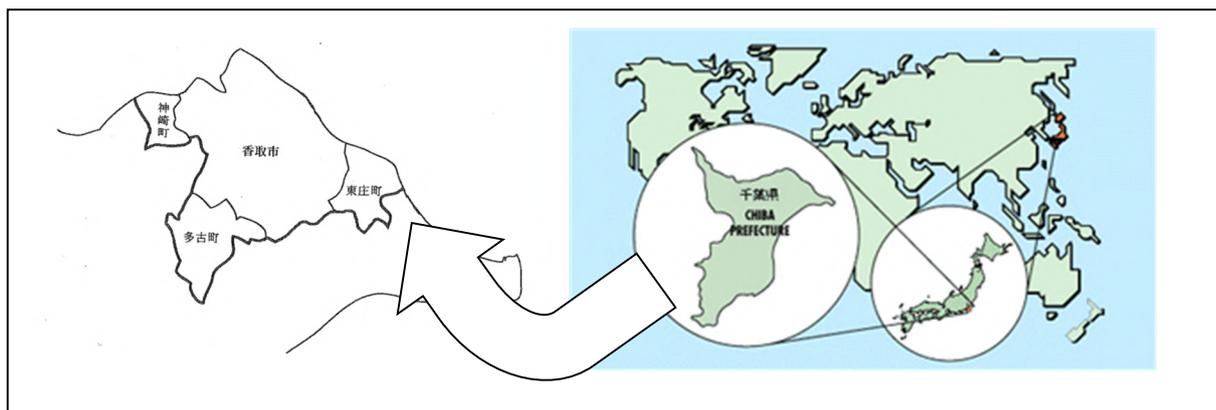
表 3 - (1) 管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	39,774	99,743	248.54	401.30
香取市	27,746	68,736	262.00	262.35
神崎町	2,311	5,575	280.15	19.90
多古町	5,026	12,918	177.44	72.80
東庄町	4,691	12,514	270.57	46.25
県 総 数	2,868,701	6,273,530	1,216.57	5,156.72

出典：(人口) 令和 5 年 10 月 1 日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 令和 5 年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成の推移は表3-(2)-ア 年齢構成の推移のとおりである。

令和5年4月1日現在の年齢3区分によると、0歳から14歳までの年少人口の割合は8.7%、15歳から64歳までの生産年齢人口は53.0%、65歳以上の老年人口は38.3%で、県平均に比し年少人口・生産年齢人口の割合は低く、高齢人口の割合は高くなっている。また、管内の令和5年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3-(2)のとおりである。

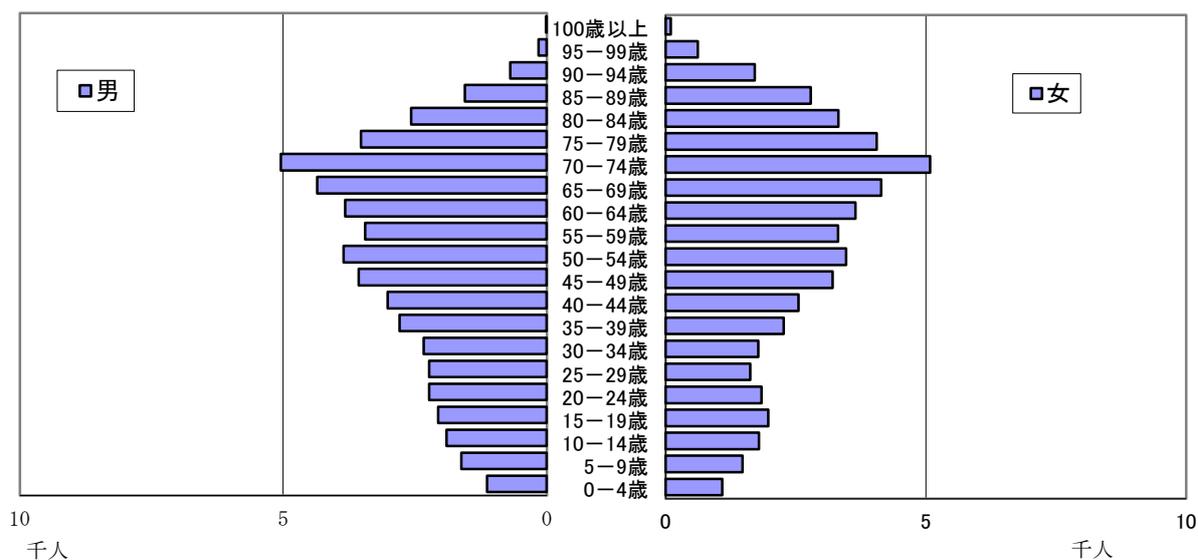
表3-(2)-ア 年齢構成の推移 (単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳 ～14歳	%	15歳 ～64歳	%	65歳～	%		%
管内	20	127,955	15,053	(11.8)	79,783	(62.4)	33,119	(25.9)	—	—
	25	120,365	12,752	(10.6)	72,253	(60.0)	35,360	(29.4)	—	—
	30	112,789	10,841	(9.6)	62,910	(55.8)	39,038	(34.6)	—	—
	3	107,649	9,729	(9.0)	58,079	(54.0)	39,841	(37.0)	—	—
	4	105,631	9,338	(8.8)	56,367	(53.4)	39,926	(37.8)	—	—
	5	103,797	9,010	(8.7)	55,051	(53.0)	39,736	(38.3)	—	—
香取市	20	87,915	10,394	(11.8)	55,061	(62.6)	22,460	(25.5)	—	—
	25	82,838	8,913	(10.8)	49,795	(60.1)	24,130	(29.1)	—	—
	30	77,536	7,525	(9.7)	43,402	(56.0)	26,609	(34.3)	—	—
	3	73,900	6,670	(9.0)	40,009	(54.1)	27,221	(36.8)	—	—
	4	72,611	6,413	(8.8)	38,952	(53.6)	27,246	(37.5)	—	—
	5	71,332	6,159	(8.6)	38,047	(53.3)	27,126	(38.0)	—	—
神崎町	20	6,788	842	(12.4)	4,251	(62.6)	1,695	(25.0)	—	—
	25	6,525	701	(10.7)	3,970	(60.8)	1,854	(28.4)	—	—
	30	6,170	569	(9.2)	3,554	(57.6)	2,047	(33.2)	—	—
	3	5,869	515	(8.8)	3,311	(56.4)	2,043	(34.8)	—	—
	4	5,792	489	(8.4)	3,254	(56.2)	2,049	(35.4)	—	—
	5	5,711	489	(8.6)	3,170	(55.5)	2,052	(35.9)	—	—
多古町	20	17,020	1,874	(11.0)	10,317	(60.6)	4,829	(28.4)	—	—
	25	15,877	1,515	(9.5)	9,503	(59.9)	4,859	(30.6)	—	—
	30	14,877	1,350	(9.1)	8,307	(55.8)	5,220	(35.1)	—	—
	3	14,300	1,273	(8.9)	7,678	(53.7)	5,349	(37.4)	—	—
	4	13,941	1,227	(8.8)	7,335	(52.6)	5,379	(38.6)	—	—
	5	13,703	1,205	(8.8)	7,146	(52.1)	5,352	(39.1)	—	—

東 庄 町	20	16,232	1,943 (12.0)	10,154 (62.6)	4,135 (25.5)	—	—
	25	15,125	1,623 (10.7)	8,985 (59.4)	4,517 (29.9)	—	—
	30	14,206	1,397 (9.8)	7,647 (53.8)	5,162 (36.3)	—	—
	3	13,580	1,271 (9.4)	7,081 (52.1)	5,228 (38.5)	—	—
	4	13,287	1,209 (9.1)	6,826 (51.4)	5,252 (39.5)	—	—
	5	13,051	1,157 (8.9)	6,688 (51.2)	5,206 (39.9)	—	—
県 総 数	20	6,199,089	833,409 (13.4)	4,184,741 (67.5)	1,180,939 (19.1)	—	—
	25	6,240,461	811,257 (13.0)	4,003,630 (64.2)	1,425,574 (22.8)	—	—
	30	6,297,271	773,764 (12.3)	3,859,943 (61.3)	1,663,564 (26.4)	—	—
	3	6,319,128	747,204 (11.8)	3,846,179 (60.9)	1,725,745 (27.3)	—	—
	4	6,305,476	736,282 (11.7)	3,834,066 (60.8)	1,735,128 (27.5)	—	—
	5	6,307,481	724,299 (11.5)	3,845,562 (61.0)	1,737,620 (27.5)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－（2）管内年齢5歳階級別人口構成図（令和5年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和5年4月1日現在）

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口											老年人口						
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～
管内 総数	103,797	2,222	3,095	3,693	4,029	4,076	3,857	4,113	5,063	5,572	6,780	7,324	6,763	7,474	8,499	10,127	7,578	5,890	4,343	2,408	776	115
男	51,920	1,134	1,618	1,900	2,057	2,232	2,233	2,334	2,791	3,017	3,568	3,825	4,356	5,046	3,523	2,570	3,523	2,570	1,555	693	155	13
女	51,877	1,088	1,477	1,793	1,972	1,844	1,624	1,779	2,272	2,555	3,212	3,471	3,316	3,649	4,143	5,081	4,055	3,320	2,788	1,715	621	102
香取市 総数	71,332	1,508	2,088	2,563	2,838	2,852	2,596	2,814	3,451	3,915	4,678	5,108	4,621	5,174	5,804	6,957	5,204	4,007	2,915	1,631	529	79
男	35,468	765	1,102	1,325	1,432	1,534	1,472	1,568	1,867	2,097	2,462	2,703	2,349	2,626	2,973	3,459	2,409	1,724	1,039	448	106	8
女	35,864	743	986	1,238	1,406	1,318	1,124	1,246	1,584	1,818	2,216	2,405	2,272	2,548	2,831	3,498	2,795	2,283	1,876	1,183	423	71
神崎町 総数	5,711	139	174	176	219	233	227	234	252	306	390	438	455	416	459	480	404	312	245	108	37	7
男	2,891	71	80	90	126	124	126	138	142	157	214	228	237	234	240	234	179	143	92	29	6	1
女	2,820	68	94	86	93	109	101	96	110	149	176	210	218	182	219	246	225	169	153	79	31	6
多古町 総数	13,703	295	432	478	457	511	561	560	693	697	842	894	927	1,004	1,165	1,274	934	805	669	370	122	13
男	6,992	147	217	235	246	317	341	327	395	389	452	471	464	523	606	666	446	355	243	124	25	3
女	6,711	148	215	243	211	194	220	233	298	308	390	423	463	481	559	608	488	450	426	246	97	10
東庄町 総数	13,051	280	401	476	515	480	473	505	667	654	870	884	760	880	1,071	1,416	1,036	766	514	299	88	16
男	6,569	151	219	250	253	257	294	301	387	374	440	451	397	442	537	687	489	348	181	92	18	1
女	6,482	129	182	226	262	223	179	204	280	280	430	433	363	438	534	729	547	418	333	207	70	15
千葉県 総数	6,307,481	211,249	248,134	264,916	277,408	328,438	340,257	340,438	374,840	411,519	486,603	513,383	416,846	355,840	349,744	439,080	378,412	289,684	177,761	78,126	21,675	3,138
男	3,140,211	108,208	127,403	136,223	142,367	169,003	176,678	177,459	194,822	213,294	252,837	266,457	215,664	181,132	172,257	208,624	172,302	127,114	69,946	23,646	4,413	362
女	3,167,270	103,041	120,731	128,693	135,041	159,435	163,579	162,969	180,018	198,225	233,766	246,926	201,182	174,708	177,487	230,456	206,110	162,570	107,815	54,480	17,262	2,776

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和5年4月1日現在）

4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和5年4月1日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		月3回	午後1時半から 午後3時まで	予約制
DV相談		電話による相談 (月曜日～金曜日)	午前9時から 午後5時まで	—
		来所による相談 (水曜日)	午前9時から 午後5時まで	予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		月曜日～金曜日	午前9時から 午後5時まで	来所相談は 予約制
H I V 相談・検査	即日検査	第4木曜日	午後1時	予約制
	夜間検査	—	—	
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)		第4木曜日	午後1時	予約制
腸内細菌検査		月曜日(月3回)	午前9時から 午前10時半	—
家庭児童相談		月曜日～金曜日	午前9時から 午後4時まで	—
結核管理・接触者健康診断		—	—	—

5 各種委員会

(1) 香取健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表 5 - (1) 運営協議会委員名簿 (令和 5 年 9 月 1 日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
香取市長	伊藤 友則
香取郡市町会長 (神崎町長)	椿 等
千葉県議会議員	伊藤 和男
千葉県議会議員	谷田川 充丈
千葉県議会議員	信田 光保
千葉県議会議員	宮川 太
一般社団法人香取郡市医師会長	保津 豊徳
一般社団法人香取匝瑳歯科医師会長	日下邊 良一
香取郡市薬業会長	佐久間 俊光
公益社団法人千葉県看護協会利根地区部会長	篠塚 信子
千葉県立佐原病院長	露口 利夫
香取市民生委員児童委員協議会連合会長	相馬 信彦
香取市赤十字奉仕団委員長	永作 成子
千葉県保育協議会香取支会保育士部会長	村田 伸江
香取保健所管内食品衛生協会会長	小島 義智
千葉県理容生活衛生同業組合香取支部長	高須 正俊
香取教育研究協議会保健研究部長	柳生 玲子
香取市食育健康推進協議会長	伊藤 はつ子
香取市母子保健推進員代表	山本 トシ子

(2) 香取保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和6年3月31日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
円心司法書士事務所 所長	植野 玄治
たもつ内科小児科医院 院長	保津 豊徳
香取医院 院長	香取 理絵
本多病院 副病院長	松丸 泰介
医療及び法律以外の学識経験者	石津 功子

6 機構及び事務内容

<p> 所長 (兼センター長) (技) 1名(1) 次長 (兼副センター長) (事) 1名 次長 (兼副センター長) (技) 1名 </p>	<p> 総務企画課 6名 </p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務、人事、文書收受及び公有財産に関する事 2 予算、決算、経理及び物品会計に関する事 3 給与、旅費、共済組合及び職員の福利厚生に関する事 4 医療監視及び医療関係の許認可と諸届等に関する事 5 医薬品医療機器等法、薬剤師法、毒物及び劇物取締法等に関する事 6 献血推進に関する事 7 医療施設動(静)態調査、病院報告及び保健医療技術者の免許申請に関する事 8 健康福祉センター運営協議会に関する事 9 地域保健に関する調査、研究及び企画調整に関する事 10 人口動態等衛生上の統計に関する事 11 保健・医療・福祉に係わる総合相談窓口に関する事 12 保健所実習及び地域保健従事者の研修に関する事 13 地域防災対策に関する事
	<p> 地域保健 福祉課 23名 (11) </p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活習慣病対策に関する事 2 健康づくり・栄養改善業務に関する事 3 歯科保健事業に関する事 4 自殺対策推進事業に関する事 5 母子保健に関する事 6 難病・肝炎対策に関する事 7 保健師事業に関する事 8 精神保健及び精神障害者福祉に関する事 9 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当等に関する事 10 母子父子寡婦福祉に関する事 11 児童福祉に関する事 12 障害児・者福祉事務に関する事 13 高齢者福祉に関する事 14 戦傷病者・戦没者遺族等の援護に関する事 15 配偶者暴力相談支援センター事業に関する事 16 民生委員・児童委員に関する事
	<p> 生活保護課 5名 </p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法に基づく調査、訪問及び指導に関する事 2 行旅病人及び行旅死亡人に関する事 3 生活困窮者住居確保給付金に関する事
	<p> 健康生活支 援課 19名 (6) </p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 結核及び感染症予防対策に関する事 2 エイズ予防対策に関する事 3 原爆被爆者対策に関する事 4 食品営業許可、監視指導、食中毒調査に関する事 5 食品衛生講習会に関する事 6 製菓衛生師、ふぐ処理師の指導に関する事 7 狂犬病予防法、動物の愛護管理、特定動物の飼養許可に関する事 8 公衆浴場・旅館・興行場・理美容所・クリーニング所等の監視指導に関する事 9 水道、温泉の指導等に関する事 10 特定建築物、プール等の衛生指導に関する事 11 飲用井戸、衛生害虫・住居衛生等の相談・指導に関する事 12 健康危機対策に関する事
	<p> 検査課 5名 </p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 腸内細菌検査に関する事 2 食品衛生検査に関する事 3 感染症・食中毒検査に関する事 4 HIV抗体等血清検査に関する事
	<p> 食品機動監 視課 3名 </p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品衛生法の施行に関する事 (主に卸売市場、大規模小売店舗、集団給食施設、食品製造業、旅館等の監視指導、食品等の収去検査に関する事) 2 ふぐ営業認証施設の立入検査等に関する事

注 () は兼務職員の内数

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和6年3月31日現在)

	所長 (センター長)	次長 (副センター長)	総務 企画課	地域 保健福祉課 【課長】	生活 保護課 【課長】	健康 生活支援課 【課長】	検 査 課 【課長】	食品 機動監視課 【課長】	計
合計	1 (1)	2	6	23 (11)	5	19 (6)	5	3	64 (18)
医師	1 (1)								1 (1)
事務		1	4	4 (1)	【1】 5	1			15 (1)
薬剤師			2			1		2	5
獣医師						【1】 9 (6)	1	【1】 1	11 (6)
保健師		1		【1】 5		4			10
診療放射線技師						1			1
臨床検査技師						2	【1】 4		6
管理栄養士				2					2
精神保健福祉士				12 (10)					12 (10)
その他の技術職員						1			1
食品衛生監視員 (再掲)	1 (1)					5		3	9 (1)
環境衛生監視員 (再掲)	1 (1)					6			7 (1)

(注)

- ・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員の内訳は（ ）に、課長の職種は、【 】内に再掲。
- ・再任用職員・育休任期付職員を含む。